

○稲敷市一般競争入札における最低制限価格決定に係る取扱要領

平成24年3月28日

告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、土木工事、建築工事及び製造部門を持つ専門工事事業者を対象とした工事等の一般競争入札における最低制限価格の決定に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限基準価格 最低制限価格の算出基礎となる額をいう。
- (2) ランダム係数 くじにより抽出した「0.9950」から「1.0049」までの小数点以下第4位までの数値をいう。

(最低制限基準価格の決定)

第3条 最低制限基準価格は、次に掲げる方法により決定する。

- (1) 土木工事にあつては、次に掲げる額の合計額（1万円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費（契約保証費を含む。）の額に10分の6.8を乗じて得た額

- (2) 建築工事（電気設備工事、機械設備工事及び外構工事を含む。）にあつては、次に掲げる額の合計額（1万円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費相当額（直接工事費に10分の9を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額）に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費（契約保証費を含む。）の額に10分の6.8を乗じて得た額

- (3) 製造部門を持つ専門工事事業者を対象とした工事にあつては、次に掲げる額の合計額（1万円未満切捨て）に100分の110を乗じた額とする。

ア 直接工事費相当額（直接工事費に10分の8を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の2を加えた額）に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費（契約保証費を含む。）の額に10分の6.8を乗じて得た額
（ランダム係数の決定）

第4条 ランダム係数は、入札会場において1案件ごとに1回抽出し、当該入札書の開札前に決定する。

2 ランダム係数決定のくじは、ランダム係数表（別表。以下「係数表」という。）に掲げる数字を用いて行い、係数表の縦軸（アルファベット）決定及び横軸（算用数字）決定の2回くじ引きを行って、ランダム係数を決定するものとする。

3 決定したランダム係数は、当該入札後に公表するものとする。

（最低制限価格の決定）

第5条 最低制限価格は、第3条の規定により算出された最低制限基準価格に110分の100を乗じて得た額に前条の規定により決定したランダム係数を乗じて得た額（1万円未満切捨て）に100分の110を乗じた額とする。ただし、予定価格以下で最低制限価格以上の範囲内に有効な入札がなく、かつ、最低制限価格が変動する範囲の下限額以上に有効な入札がある場合は、当該最低制限価格の直近下位の有効な入札の金額を新たな最低制限価格として置き換える。

2 前項の規定にかかわらず、第3条各号で算出された額を予定価格で除して得た割合が10分の9.2を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

3 最低制限価格の決定は、稲敷市契約規則（平成17年稲敷市規則第42号）及び稲敷市事務決裁規程（平成17年稲敷市訓令第2号）の規定にかかわらず、入札執行責任者が入札会場において1案件ごとに開札前に決定する。

4 決定したランダム係数及び最低制限基準価格にランダム係数を乗じて得た最低制限価格について、最低制限価格書（別記様式）に記載し、入札立会人にその内容の確認と署名を求めるものとする。

5 最低制限価格は、当該入札後に公表するものとする。

（補則）

第6条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 10 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 60 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の稲敷市一般競争入札における最低制限価格決定に係る取扱要領第 2 条の規定は、平成 28 年 1 月 1 日以後に稲敷市契約規則（平成 17 年稲敷市規則第 45 号）第 5 条に規定する入札の告示を行った一般競争入札について適用し、同日前に入札の告示を行った一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年告示第 40 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 28 年 5 月 17 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の稲敷市一般競争入札における最低制限価格決定に係る取扱要領第 2 条の規定は、平成 28 年 5 月 17 日以後に稲敷市契約規則（平成 17 年稲敷市規則第 45 号）第 5 条に規定する入札の告示を行った一般競争入札について適用し、同日前に入札の告示を行った一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年告示第 54 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の稲敷市一般競争入札における最低制限価格決定に係る取扱要領第 2 条の規定は、平成 29 年 10 月 1 日以後に稲敷市契約規則（平成 17 年稲敷市規則第 45 号）第 5 条に規定する入札の告示を行った一般競争入札について適用し、同日前に入札の告示を行った一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和元年告示第 17 号）

この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第 3 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の稲敷市一般競争入札における最低制限価格決定に係る取扱要領第2条の規定は、令和2年4月1日以後に稲敷市契約規則（平成17年稲敷市規則第45号）第5条に規定する入札の告示を行った一般競争入札について適用し、同日前に入札の告示を行った一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和4年告示第53号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の稲敷市一般競争入札における最低制限価格決定に係る取扱要領第2条の規定は、令和4年4月1日以後に稲敷市契約規則（平成17年稲敷市規則第42号）第5条の規定による入札の告示を行った一般競争入札について適用し、同日前に入札の告示を行った一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和4年告示第83号）

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第46号）

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

ランダム係数表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
A	0.9950	0.9951	0.9952	0.9953	0.9954	0.9955	0.9956	0.9957	0.9958	0.9959
B	0.9960	0.9961	0.9962	0.9963	0.9964	0.9965	0.9966	0.9967	0.9968	0.9969
C	0.9970	0.9971	0.9972	0.9973	0.9974	0.9975	0.9976	0.9977	0.9978	0.9979
D	0.9980	0.9981	0.9982	0.9983	0.9984	0.9985	0.9986	0.9987	0.9988	0.9989
E	0.9990	0.9991	0.9992	0.9993	0.9994	0.9995	0.9996	0.9997	0.9998	0.9999
F	1.0000	1.0001	1.0002	1.0003	1.0004	1.0005	1.0006	1.0007	1.0008	1.0009
G	1.0010	1.0011	1.0012	1.0013	1.0014	1.0015	1.0016	1.0017	1.0018	1.0019
H	1.0020	1.0021	1.0022	1.0023	1.0024	1.0025	1.0026	1.0027	1.0028	1.0029
I	1.0030	1.0031	1.0032	1.0033	1.0034	1.0035	1.0036	1.0037	1.0038	1.0039
J	1.0040	1.0041	1.0042	1.0043	1.0044	1.0045	1.0046	1.0047	1.0048	1.0049

別記様式（第 5 条関係）

最低制限価格書	
工事名	
最低制限基準価格	円
入札書比較価格 (最低制限基準価格の 110 分の 100)	円
年 月 日 決定	
最低制限基準価格作成者職氏名	
ランダム係数： (くじ番号 :)	
最低制限基準価格の 110 分の 100 ランダム係数	
× = 円	
円 (万止め)	
最低制限価格	円
入札書比較価格 (最低制限価格の 110 分の 100)	円
入札立会者署名	